

(写)
28 西監第 186 号
平成 29 年 3 月 29 日

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿
西 東 京 市 議 会 議 長 小 幡 勝 己 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 尾 崎 正 男
西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇
西 東 京 市 監 査 委 員 小 林 たつや

平成 28 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく
監査

第2 監査の対象

子育て支援部 保育課
会計課

第3 監査の範囲

平成28年4月1日から9月30日までの各課における財務に関する事務及びその
他の事務の執行

第4 監査の期間

平成28年10月4日から平成29年3月28日まで

第5 監査の方法

各課の事務事業が法令等に従い適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置
き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施す
べき監査手続により実施した。

第6 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ適正に行われているか。
- 2 収入、支出事務は、その根拠となる法令、規則等に従って適正に、かつ、数値等
に誤りがなく正確に執行されているか。
- 3 契約に関する事務手続きは法令等の規定に沿って適正に行われているか。
- 4 現金、郵券の受払い、管理は適切に行われているか。
- 5 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか。
- 6 関係諸帳簿の整備記録、証拠書類等の整理、保管は適切に行われているか。
- 7 事務処理で法令等に違反するものはないか。

第7 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行について、抽出の方法により監査を実
施したところ、いずれの監査対象ともおおむね適正に執行されていると認められた。
しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたので、後述する。
なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

1 個別的指摘事項

(1) 子育て支援部 保育課

ア 主管課契約に関する事務について、実施起案等の書類に記載誤りや記載漏れ、押印漏れなどが見受けられた。

また、一体的に契約可能な内容にもかかわらず個別契約で主管課契約となっているものがあった。

「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 利用者負担の減額及び免除（以下、減免という。）について、西東京市事務決裁及び専決規程では、減免の決定は、法令、条例、規則等で基準が明示されているものは部長、基準が明示されていないものは副市長の専決事案と定めているが、保育に係る利用者負担の減免の決定について、課長決裁で処理されていた。

規程にのっとり適正な事務を行うべきである。

ウ 公印の押印について、西東京市公印規則では、公印の押印を求めようとするときは、押印しようとする文書等に決裁済みの起案文書を添えて、公印管守者又は主任の承認を得ること、また、公印管守者等は、押印を承認したときは、起案文書の承認者欄に認印を押印することを定めているが、公印を押印した文書の起案文書の承認者欄に押印がないものが見受けられた。

規則にのっとり適正な事務を行うべきである。

エ 行政財産使用料について、西東京市行政財産使用料条例では、行政財産使用料の額の算定について定めているが、算定方法に誤りのあるものが見受けられた。

条例にのっとり適正な事務を行うべきである。

オ 各種補助金申請に係る書類について、西東京市認証保育所補助金交付要綱に定められた実績報告書が未提出のものや、西東京市小規模保育整備促進支援事業費補助金交付要綱に定められた申請書添付書類に漏れがあるものなどが見受けられた。

要綱にのっとり適正な事務を行うべきである。

(2) 会計課

特に指摘する事項はない。

2 意見要望事項

今回の監査結果でも、「個別指摘事項」で述べたとおり、不注意によると思われる不適切な事務処理が見受けられた。保育課においては、改めて基本に立ち返り、事務処理体制の見直しとともに、規則、要綱等の例規類や事務処理マニュアルを確認の上、事務処理の適正化に努められたい。

一方、今回の監査では、備品管理に関しては保育園も含め適切に行われていることが確認でき、事務改善の跡が見られたことは評価できるものである。これを一過性のものとせず継続的な取組を望むものである。

監査対象課の概要

【子育て支援部保育課】

○分掌事務（平成 28 年 4 月 1 日現在）

- 保育係 (1) 市立保育園の管理運営に関すること。
 (2) 私立保育園及び認可外保育施設に関すること。
 (3) 保育所における保育に関すること。
 (4) 保育園等の入所及び退所に関すること。
 (5) 保育園等に係る保育料に関すること。
 (6) 認可外保育施設児童の保護者に対する補助事業に関すること。
- 保育園（10 園） (1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする乳児又は幼児の保育を行うこと。

(1) 職員の配置状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

(単位：人)

部長	参与	副参与	課長	担当課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
			1		5		6	1	31	74	65		1	17	1	202

※主任のうち 6 人、技能主任のうち 5 人は再任用職員である。

※上記職員のほか、嘱託員として、保育園保育嘱託員 132 人、保育園調理作業嘱託員 4 人、地域子育て支援推進員 3 人が配置されている。

(2) 平成 27 年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳					一般財源口
				特定財源				国庫支出金	
				都支出金	地方債	その他	国庫支出金		
【児童福祉総務費】									
02 一般管理事務費	6,588,000	5,482,243	1,105,757	0	0	0	0	5,482,243	
10 地域子ども・子育て支援事業費									
(4) 延長保育事業	38,103,000	20,869,032	17,233,968	6,957,000	6,957,000	0	0	6,955,032	
14 保育園第三者評価実施事業費	6,254,000	1,846,152	4,407,848	0	923,000	0	0	923,152	
17 超過交付返還金等	4,904,000	4,903,310	690	0	0	0	0	4,903,310	
【児童福祉運営費】									
02 地域型保育給付事業費	361,337,000	322,977,120	38,359,880	123,221,271	106,969,137	0	9,596,800	83,189,912	
03 保育所運営委託・助成事業費	2,088,074,000	2,080,987,684	7,086,316	361,104,929	503,104,000	40,000,000	260,069,900	916,708,855	
04 認証保育所事業費	583,943,000	560,533,700	23,409,300	0	306,923,000	0	51,000,000	202,610,700	
05 定期的利用保育事業費	10,991,000	9,606,000	1,385,000	0	4,496,000	0	0	5,110,000	
06 保護者助成事業費	37,072,000	35,160,000	1,912,000	0	0	0	0	35,160,000	
【保育園費】									
02 保育園運営管理費	1,731,225,000	1,689,887,103	41,337,897	6,100,000	238,912,000	0	421,951,150	1,022,923,953	
03 保育園維持管理費	103,894,000	98,628,850	5,265,150		43,366,000	0	27,624	55,235,226	
04 保育園行事費	6,943,000	6,409,835	533,165	0	0	0	0	6,409,835	
05 子育て支援事業費	18,595,000	17,388,274	1,206,726	1,048,000	4,213,000	0	5,002,450	7,124,824	
(1) 一時保育及び緊急一時保育事業	11,720,000	11,005,787	714,213	0	1,156,000	0	5,002,450	4,847,337	
(2) 子育て相談及び地域交流事業	6,875,000	6,382,487	492,513	1,048,000	3,057,000	0	0	2,277,487	
合計	4,997,923,000	4,854,679,303	143,243,697	498,431,200	1,215,863,137	40,000,000	747,647,924	2,352,737,042	

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位:円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3
決算額		4,854,679,303	1,518,452,930	6,373,132,233	31,978
内訳	特定財源	2,501,942,261	146,682,000	2,648,624,261	13,290
	一般財源	2,352,737,042	1,371,770,930	3,724,507,972	18,688

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 市民は平成28年3月末日現在の住民基本台帳の人口とした（199,297人）。

【会計課】

○分掌事務（平成 28 年 4 月 1 日現在）

- 会計係
- (1) 現金の出納及び保管に関すること。
 - (2) 収入及び支出命令の審査に関すること。
 - (3) 有価証券の出納及び保管に関すること。
 - (4) 決算に関すること。
 - (5) 指定金融機関に関すること。
 - (6) 物品の管理に関すること。

(1) 職員の配置状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

(単位：人)

部長	参与	副参与	課長	担当課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
1						1			1	1	4					8

※主任は、再任用職員である。

※上記職員のほか、嘱託員として、出納事務嘱託員 3 人が配置されている。

(2) 平成 27 年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳					一般財源□	
				特定財源				国庫支出金		
				都支出金	地方債	その他	国庫支出金			
【会計管理費】										
01 会計管理事務費	22,354,000	20,008,506	2,345,494	0	0	0	0	0	20,008,506	
【利子】										
01 借入金利子支払費	2,425,000	501,085	1,923,915	0	0	0	0	0	501,085	
合計	24,779,000	20,509,591	4,269,409	0	0	0	0	0	20,509,591	

(市民 1 人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民 1 人当たり決算額 ※3
決算額		20,509,591	60,837,262	81,346,853	408
内訳	特定財源	0	0	0	0
	一般財源	20,509,591	60,837,262	81,346,853	408

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民 1 人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 市民は平成 28 年 3 月末日現在の住民基本台帳の人口とした（199,297 人）。